

平成23年12月14日現在

速報!

平成24年度税制改正大綱

～ 主な改正案の概要 ～



MEINAN

名南税理士法人

名南税理士法人 広報室
税制改正担当: 池田祐介

平成23年12月10日「平成24年度税制改正大綱」に基づく情報であり、国会の審議状況等により内容の変更・改正の未成立等が生ずる場合がありますので、今後の情報にご注意ください。

平成24年度税制改正案

【1】個人所得税の改正項目

- 1-1 給与所得控除の上限設定
- 1-2 特定支出控除の緩和
- 1-3 短期勤務役員の退職金課税
- 1-4 源泉徴収事務に関する整備
- 1-5 その他改正項目

【2】資産税の改正項目

- 2-1 買換特例の見直し
- 2-2 その他改正項目

【3】土地住宅税制の改正項目

- 3-1 住宅取得等資金の贈与
- 3-2 認定省エネ住宅の優遇措置
- 3-3 その他改正項目

【4】法人税の改正項目

【5】車体課税の見直し

【6】国際課税の改正項目

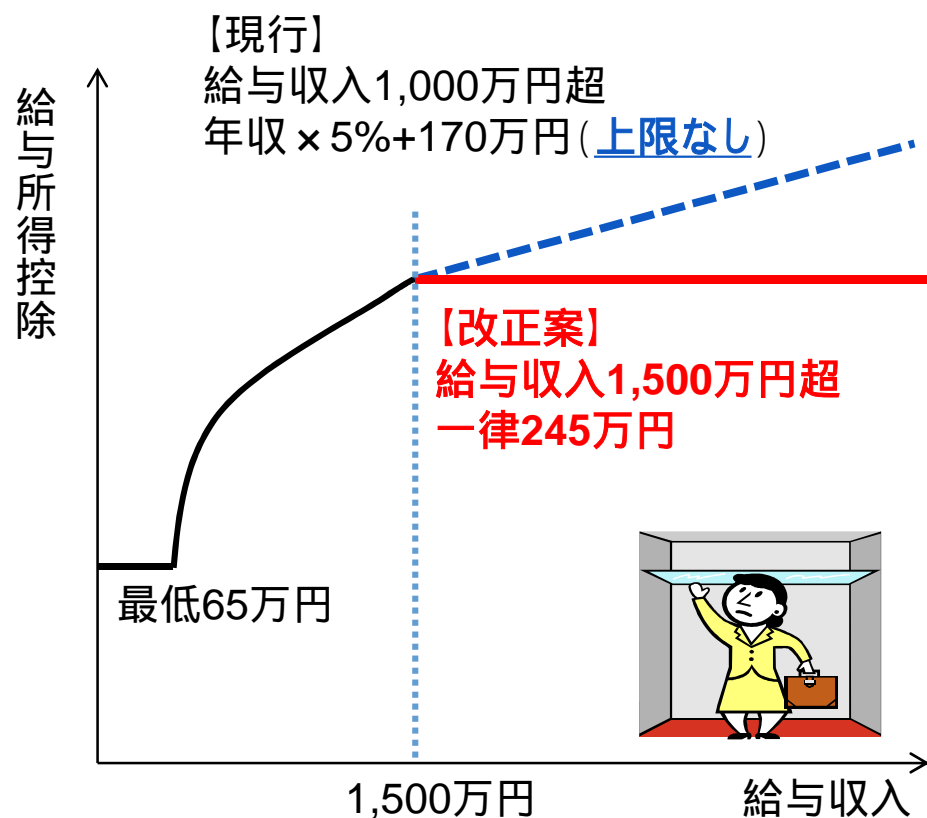
- 6-1 国外財産調書制度の創設
- 6-2 過大支払利子税制の導入

【7】今後の検討事項

(参考)平成23年度税制改正の結果

1-1 給与所得控除の上限設定

給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと等から、その年中の給与等の収入金額が**1,500万円を超える場合**の給与所得控除額については、**245万円**の**上限**を設ける。平成25年分以後の所得税(26年度分以後の個人住民税)から適用する[大綱P17]。



(参考) 給与収入と給与所得控除

給与収入	給与所得控除	
	現行	改正案
1億円	670万円	245万円
5,000万円	420万円	
3,000万円	320万円	
2,000万円	270万円	
1,500万円	245万円	
1,000万円	220万円	
500万円	154万円	

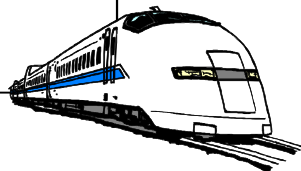
(例) 給与収入3,000万円(所得税・個人住民税合わせて税率50%と仮定)の場合、37.5万円の増税

1-2 特定支出控除の緩和

給与所得控除に上限を設けることにあわせ、特定支出控除を使いやすくする観点から制度の緩和を行う。具体的には、給与所得者が特定支出(**範囲の拡大**)をした場合、その年中の特定支出の額の合計額が一定額(**適用判定額の引下げ**)を超えるときは、確定申告によってその超える金額を給与所得控除後の金額からさらに差し引けるようにする。平成25年分以後の所得税(26年度分以後の個人住民税)から適用する[大綱P17]。

特定支出の範囲の拡大

【現行】
○ 通勤費や転居費用等



+

【改正案】で追加
○ **勤務必要経費**(職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費及び職務に通常必要な交際費)(**合計65万円を限度**)
○ 資格取得費の対象資格に職務の遂行に直接必要な弁護士・公認会計士・税理士等を追加



適用判定額の引下げ

【現行】
給与所得控除額を超えるとき

【改正案】
イ 給与収入1,500万円以下の場合
給与所得控除 × 1/2を超えるとき
ロ 給与収入1,500万円超の場合
125万円を超えるとき

(例) 年収500万円の場合

給与所得控除154万円 × 1/2 = **77万円超**
(うち勤務必要経費以外に12万円以上使う必要あり) **の特定支出が必要**(従来は154万円超必要で利用者がきわめて少ない)

1-3 短期勤務役員の退職金課税

退職所得が2分の1課税されていることを利用して給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取る税負担の回避を防止するため、**役員等としての勤続年数が5年以下の者の役員退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止**する。平成25年分以後の所得税(25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等の個人住民税)から適用する[大綱P17-18]。

< 退職所得の計算式 >

○ 役員在職5年超

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

○ 役員在職5年以下

【現行】

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

【改正案】

$$\text{退職所得} = \text{収入金額} - \text{退職所得控除額}$$

廃止

短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等には、**給与の受取りを繰り延べて退職金を受け取ることで税負担を回避**する事例が問題となっていた。



() 「役員等」

イ 法人税法上の役員(例:取締役・監査役、理事・監事、みなし役員)

ロ 国会議員・地方議会議員 八 国会公務員・地方公務員

1-4 源泉徴収事務に関する整備

【1】扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化

給与所得者が源泉徴収義務者(給与支払者)を經由して税務署長に提出する「**給与所得者の扶養控除等申告書(「マル扶」)**」や「**給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書(マル保)**」等については、実務上、源泉徴収義務者が保管しているため、法令上も**源泉徴収義務者**がその提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から**7年間**保管することを明確化する。なお、税務署長がその申告書等の提出を求めたときは、その申告書等を税務署長に提出する。平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等について適用する[大綱P25]。

【2】源泉徴収に係る所得税の納期限の特例の見直し(納期限の特例の届出不要)

源泉徴収に係る所得税の納期の特例(給与支給者が常時10人未満の場合の特例措置)について、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を**翌年1月20日**(現行:翌年1月10日)に一本化する。平成24年7月1日以後に支払うべき給与等や退職手当等について適用する[大綱P25-26]。

【2】について



【改正案】

原則: 翌年1/20

9割以上が届出で納期限の特例を選択している状況を考慮



1-5 個人所得税・その他改正項目

【1】医療費控除の対象範囲

医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰(かたん)吸引等に係る費用の自己負担分を追加する[大綱P25-27]。

【2】一定の給付に対する所得税・個人住民税の非課税

子ども・子育て新システムに基づく給付、平成24年度以降の子どものための現金給付、雇用保険法の失業等給付について、今後、一定の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、所得税・個人住民税ともに非課税とする[大綱P24-26]。

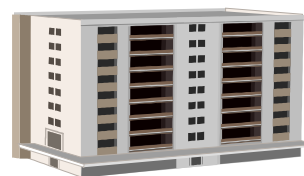
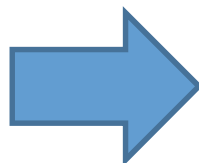
【3】上場株式等の譲渡損失・配当所得の損益通算・繰越控除の特例等の対象範囲

適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、信託会社(信託業務を営む金融機関を含む)の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、その信託会社を通じて外国証券業者への売り委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うものを加える[大綱P20]。

2-1 買換特例の見直し

【特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(所得税・法人税共通)】

長期所有(10年超)の土地等・建物等から国内にある土地等・建物・機械装置への買換え(新9号(旧17号)買換え)について、**買換資産である土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地の用**に供されているもののうち**その面積が300㎡以上**のものに限定し、その適用期限を平成26年12月31日まで3年延長する[大綱P47]。



【譲渡資産の主な要件】

- ・国内にある事業用の土地等、建物、構築物で所有期間10年超のもの
ほか

【買換特例の効果】

- ・譲渡資産の譲渡益の8割の課税を将来に繰延べ

【買換資産の主な要件】

- ・国内にある事業用の土地等()、建物、構築物、機械装置
()土地等の範囲
原則として譲渡した土地等の面積の5倍以内
事務所等の一定の建築物等の敷地の用
に供されているものに限定【改正案】
面積300㎡以上に限定【改正案】

ほか

2-1 買換特例の見直し

(参考) 買換特例

区分(注)	内 容	適用期限
新1号(旧1号)	既成市街地等の内から外への買換え	(個人)平成26年12月31日 (法人)平成26年 3月31日
新2号(旧5号)	既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	(省 略)
新3号(旧6号)	航空機騒音障害区域の内から外への買換え	
新4号(旧7号)	誘致区域の外から内への買換え	
新5号(旧9号)	都市開発区域等の外から内への買換え	
新6号(旧10号)	人口集中地区内での買換え	
【削除】(旧11号)	市街化区域又は既成市街地等の地域内における建物の高層化に伴う買換え 延長なし	(個人)平成23年12月31日 (法人)平成23年 6月29日
新7号(旧14号)	農地の有効利用のための買換え	(省 略)
新8号(旧15号)	防災街区整備事業に関する都市計画に基づく買換え	
新9号(旧17号)	長期所有土地等から国内にある土地等への買換え 【改正案】買換資産である土地等に制限	(個人・法人)平成23年12月31日 【改正案】平成26年12月31日
新10号(旧19号)	船舶の買換え	(省 略)

(注) 買換特例については平成23年度税制改正で整理が行われている。そのため、参考までに改正前の条文番号(旧*号)と改正後の条文番号(新*号)を併記している。

2-2 資産税・その他改正項目

【相続税の連帯納付義務の解除】

相続後長期間が経過した後に履行を求められるケースがあるとの批判を踏まえ、次の場合には、**相続税の連帯納付義務を解除する**。平成24年4月1日以後申告期限等が到来する相続税について適用する。同日において滞納となっている相続税も同様とする[大綱P41]。

申告期限等から**5年を経過した場合**(ただし、申告期限等から5年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができる。)

納税義務者が**延納又は納税猶予の適用を受けた場合**

【林業の相続税の80%納税猶予制度の創設】

林業経営相続人(被相続人の推定相続人で、農林水産大臣の確認を受けた後継者をいう。)が、市町村長等の認定・農林水産大臣の確認を受けた森林経営計画が定められている区域内にある山林(立木・林地)についてその計画に従って施業を行ってきた被相続人から一括して取得し、その計画に基づき引き続き施業を継続する場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、その山林の課税価格の**80%相当の相続税を納税猶予**する措置を講ずる[大綱P34]。なお、贈与税については今回対象となっていない。



3-1 住宅取得等資金の贈与

若年世代への資産の早期移転や省エネ・耐震性を備えた良質な住宅の需要拡大のために、**直系尊属**(例:自分の祖父母・父母)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限を**平成26年12月31日まで延長**し、次の措置を講ずる[大綱P29,32-33]。

		省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合の非課税限度額	以外の住宅用家屋の場合の非課税限度額
現行(平成23年中)		1,000万円	
原則 ()	平成24年中	1,500万円	1,000万円
	平成25年中	1,200万円	700万円
	平成26年中	1,000万円	500万円
東日本大震災の被災者の特例		1,500万円 (平成24年～26年中)	1,000万円 (平成24年～26年中)

**の場合
+500万円
上乘せ**

()適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、**240㎡(約72.6坪)以下**のものに限定する。

また、「住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例」を3年延長する[大綱P33]。

3-2 認定省エネ住宅の優遇措置

認定省エネ住宅 (仮称) の新築又は新築物件の取得をして**平成24年又は25年に居住の用**に供した場合には、下記のように現行の**認定長期優良住宅と同程度の住宅ローン控除**を認める[大綱P19]。また、不動産取得税の控除額の増額、登録免許税の税率引下げ等の優遇措置が設けられる[大綱P34-35]。

< 住宅ローン控除 >

種類 / 居住年	平成24年	平成25年
一般住宅	限度額: 3,000万円 控除率: 1.0% 最大控除額: 300万円	限度額: 2,000万円 控除率: 1.0% 最大控除額: 200万円
認定長期優良住宅 認定省エネ住宅	限度額: 4,000万円 控除率: 1.0% 最大控除額: 400万円	限度額: 3,000万円 控除率: 1.0% 最大控除額: 300万円



なお、認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限額を50万円(現行:100万円)に引き下げ、その適用期限を2年延長する。また、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置と不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する[大綱P18,38-39]。

3-3 土地住宅税制・その他改正項目

【1】住宅用地に対する固定資産税の負担調整措置の見直し

バブル期から現在までの地価の動向等を踏まえ、**住宅用地に対する固定資産税の負担調整措置の見直し**(課税標準額を本来より低い水準に抑える特例について据置範囲(現行80~100%)を段階的に引き上げ、廃止(平成24・25年度90%・26年度100%))を行う[大綱P28-29]。都市計画税も同様である。これにより、**固定資産税等の負担が段階的に増加**する場合がある。

【2】特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

譲渡資産の譲渡対価の要件を**1.5億円**(現行:2億円)に引き下げ、その適用期限を平成25年12月31日まで2年延長する。平成24年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する[大綱P18]。

【3】適用期限の単純延長[大綱P19,38-39]

< 個人所得税 >

- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等(2年)
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等(2年)

< 固定資産税・不動産取得税 >

- ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置(2年)
- ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の1/2とする特例措置(3年)
- ・住宅・土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置(3年)



4 法人税の改正項目

【1】特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し・延長(所得税・法人税共通)
長期所有(10年超)の土地等・建物等から国内にある土地等・建物・機械装置への買換え(新9号(旧17号)買換え)について、**買換資産である土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地の用**に供されているもののうち**その面積が300㎡以上**のものに限定し、その適用期限を平成26年12月31日まで3年延長する[大綱P47]。(再掲:詳細は「2-1 買換特例の見直し」参照)

【2】中小企業投資促進税制の拡充・延長(所得税・法人税と共通)
対象資産に**製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加**するとともに、**デジタル複合機の範囲の見直し**を行った上、その適用期限を2年延長する[大綱P43]。

【3】環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の見直し(所得税・法人税と共通)
対象資産のうち**太陽光発電設備等を一定の設備・規模以上のものに限定**した上で、平成24年4月1日～25年3月31日に取得等し、事業供用した場合には、100%償却を可能にする[大綱P43]。

- 【4】適用期限の2年延長[大綱P42-43,48]
- ・研究開発税制(増加型又は高水準型の選択適用)
 - ・中小企業者等の少額減価償却資産(30万円未満)の特例
 - ・交際費等の損金不算入制度(中小法人の定額控除限度額を含む。)
 - ・使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例
 - ・中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置



5 車体課税の見直し

自動車産業を巡る状況、国・地方の財政状況などを踏まえて、次のとおり自動車取得税・自動車重量税・自動車税の見直しを行う[大綱P50-59]。予算においてエコカー補助金の復活も見込む。

環境性能の優れた自動車(エコカー)について**自動車重量税の本則税率を適用(上乗せ税率を適用しない)**し、その他の経年車(**13年未満**)について上乗せ税率を軽減する。

(例)自動車重量税 上乗せ税率含めて0.5トン当たり5,000円

1.5トンの自家用車(エコカー)の場合:年間15,000円 7,500円に減額の見込み

エコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)について、以下の見直し・拡充を行った上で、**3年間延長**する。

- イ 新たな燃費基準に基づき区分を再編し、ハイブリッド車の燃費性能に匹敵するガソリン自動車を新たに免税の対象に追加する。
- ロ 自動車重量税について上乗せ税率を適用せず、自動車重量税・自動車取得税を次のとおり減免する。

平成27年度燃費基準 + 20%達成車 = 初回:免税、2回目:50%軽減

平成27年度燃費基準 + 10%達成車 = 初回:75%軽減

平成27年度燃費基準達成車 = 初回:50%軽減

グリーン化特例(自動車税)について、新たな燃費基準に基づき区分を再編した上で、**2年間延長**する。

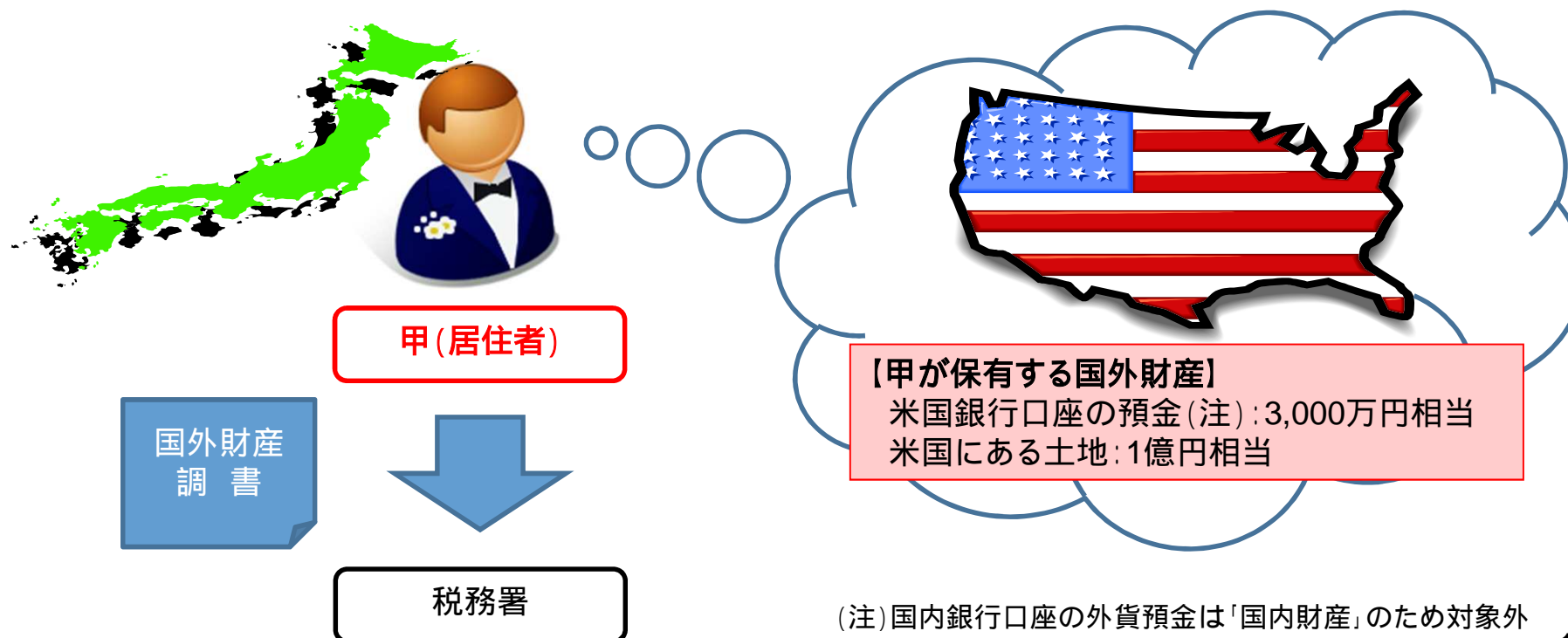
平成27年度燃費基準 + 10%達成車 = 50%軽減

平成27年度燃費基準達成車 = 25%軽減



6-1 国外財産調書制度の創設

国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れが近年増加傾向にあること等を踏まえ、その年12月31日に価額の合計額が**5,000万円を超える国外財産を保有する個人(居住者)**に対し、国外財産調書の提出を**翌年3月15日まで**に求める制度を創設する。国外財産調書には、その財産の種類、数量及び価額(原則「時価」、例外として「見積価額」とすることも可能)その他必要な事項を記載する。平成26年1月1日以後から適用する[大綱P66-67]。



6-1 国外財産調書制度の創設

国外財産に係る所得税又は相続税について申告漏れや無申告があった場合、国外財産調書が提出済のときは過少申告加算税又は無申告加算税から増差税額の5%相当を控除する。
国外財産に係る所得税について申告漏れや無申告があった場合、国外財産調書が未提出のときは過少申告加算税又は無申告加算税に増差税額の5%相当を加算する。

また、**不提出・虚偽記載がある場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**を科す
(は平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用する。)[大綱P67-68]。

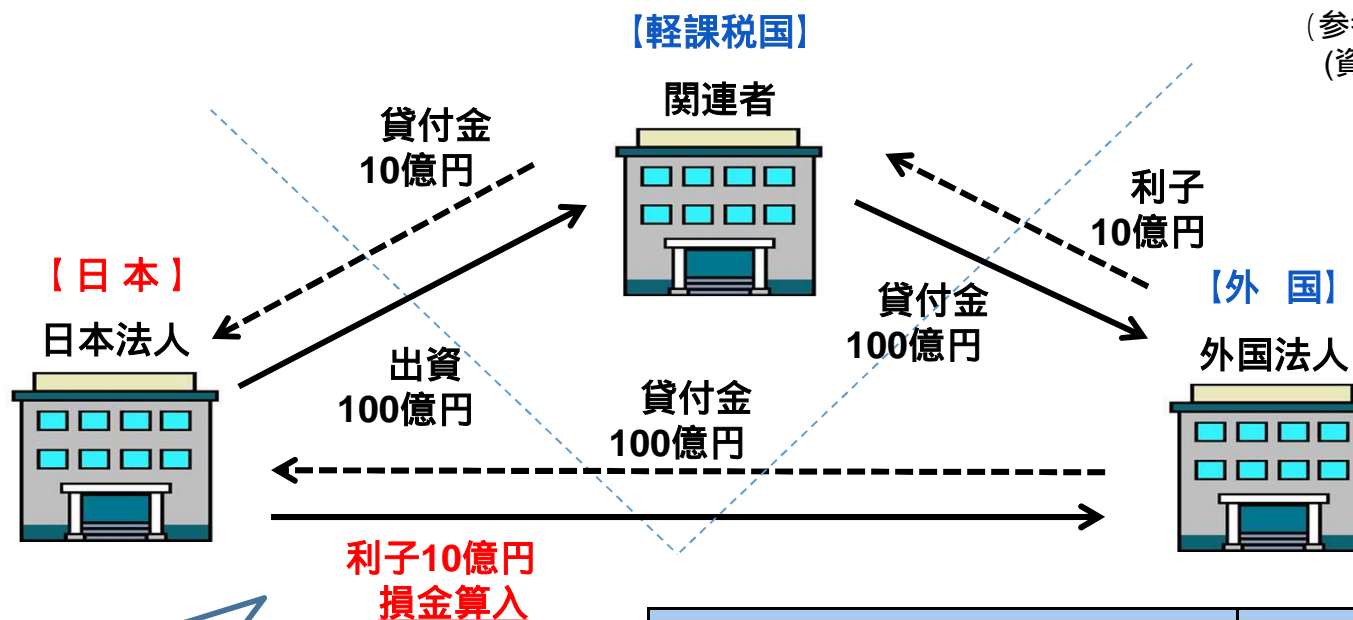
(参考) 主な財産の内外判定

主な財産	判定基準	国内財産の例	国外財産の例
動産・不動産 (土地・建物)	動産(現金等)・不動産(土地・建物) の所在場所	・名古屋にある土地	・ハワイにある別荘
金融機関に 対する預貯金	預貯金を預入れた営業所等の所在地 (注)外貨預金であっても「日本支店 の口座」の場合は対象外	・アメリカの銀行の銀座 支店の口座にある 外貨預金	・アメリカの銀行のニュ ーヨーク支店の口座 にある外貨預金
社債や株式	社債や株式の発行者の本店所在地	・日本法人の株式	・外国法人の株式
国債	国債の法施行地	・日本国債	・米国債
貸付金債権	その債務者の住所又は本店等	・名古屋に住む A氏への貸付金	・アメリカに住む B氏への貸付金

6-2 過大支払利子税制の導入

【趣旨】

所得金額に対して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するために「過大支払利子税制」を導入する [大綱P68-71]。



(参考) 税制調査会「国際課税 (資料)(平成23年11月8日)」

過少資本税制では外国法人(親)と日本法人(子)の関係しか制限できない問題がある。

グループ内で資金を循環させる中で日本法人において過大な支払利子を創り出し、損金算入することで、租税回避する事例が問題とされている。

過大支払利子の判断基準	我が国の対応策
利率が過大	移転価格税制
資本に比して負債が過大	過少資本税制
所得に比して支払利子が過大	過大支払利子税制

6-2 過大支払利子税制の導入

【制度の内容】

法人の関連者(1)に対する**関連者純支払利子等(2)の額(1,000万円以下の場合を除く。)**が**調整所得金額(3)の50%を超える場合には**、その超える部分の金額(= 過大支払利子)は、**損金不算入**となる(4)。平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用する[大綱P68-71]。

また、当期の関連者に対する純支払利子等の額が調整所得金額の50%に満たない場合において、**前7年以内に開始した事業年度**に本制度の適用により損金不算入とされた**繰越損金不算入金額**があるときは、その関連者純支払利子等の額と調整所得金額の50%相当額との差額を限度として、**損金算入**する。

その他、過少資本税制・タックスヘイブン税制との調整など所要の措置を行う。

- (1) 「関連者」とは、その法人との間に**直接・間接の持分割合50%以上の関係**にある者及び実質支配・被支配関係にある者やこれらの者による債務保証を受けた第三者等をいう。
- (2) 「関連者純支払利子等」とは、関連者に対する支払利子等(**その支払いを受ける関連者において日本で法人税課税を受けるもの等を除く。**)からこれに対応する受取利子等を控除したものとする。
- (3) 「調整所得金額」は、当期の所得金額に、関連者純支払利子等、減価償却費等、受取配当等の益金不算入額等を加算し、貸倒損失等の特別損益について加減算の調整を行った金額とする。
- (4) その事業年度の**関連者支払利子等の額が合計額が総支払利子等**(その支払いを受ける関連者において日本で法人税課税を受けるもの等を除く。)**の額の50%以下**である場合には、この制度は適用されない。

7 今後の検討事項

平成24年度税制改正案では見送られたが、今後の検討事項として、次のようなものがある。

【個人所得課税】

- ・配偶者控除の見直し
- ・金融証券税制における公社債等に対する課税方式の変更・損益通算範囲の拡大
- ・寄附金控除の年末調整対象化
- ・社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る措置法の見直し(25年度改正で検討)

【資産税】

- ・山林に係る贈与税の納税猶予制度(今回は相続税のみ)

【法人税】

- ・中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し
- ・中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し

【事業税】

- ・事業税における医療法人に対する軽減税率(25年度改正で検討)

【納税環境整備】

- ・納税者の利益の保護
- ・番号制度の導入
- ・税理士制度の見直し

(参考)平成23年度税制改正の結果



【1】平成23年6月に成立した主なもの

- ・雇用促進税制の導入
- ・環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の導入
- ・消費税における仕入税額控除の95%ルールの見直し、納税義務要件の見直し 等

【2】平成23年12月に成立した主なもの

- ・法人実効税率の5%引下げ(復興増税を含む。)
- ・繰越欠損金の控除限度額の80%所得制限、繰越欠損金の繰越期間の延長(7年→9年)、貸倒引当金制度の制限措置、減価償却制度の見直し(200%定率法)
- ・退職所得に係る個人住民税額の10%税額控除の廃止
- ・更正の請求期間等の延長(1年→5年)、更正の請求の範囲の拡大 等

【3】平成24年度税制改正で改正項目となったもの

- ・給与所得控除の上限設定(245万円)
- ・特定支出控除の見直し
- ・短期勤務の役員退職金課税の見直し 等

【4】平成24年度税制改正でも改正項目とならなかったもの

「社会保障と税の一体改革(消費税増税)」で議論?

- ・役員給与等の給与所得控除の縮減
- ・成年扶養控除の縮減
- ・相続税の基礎控除の引下げ
- ・相続税と贈与税の税率構造の見直し
- ・相続税時精算課税の緩和(孫を対象に追加、贈与者を60歳以上に)
- ・納税者権利憲章の制定 等

(参考)平成23年度税制改正の結果



「[2]平成23年12月に成立した主なもの」の適用時期

改正内容	適用時期
法人実効税率の5%引下げ 法人税率の引下げ(30% 25.5%)	平成24年4月1日以後に開始する事業年度
軽減税率の引下げ(22%[18%] 19%[15%])	平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度 (3年間)
復興増税(税額の10%増税)	平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度 (3年間)
繰越欠損金の繰越期間の延長(7年→9年)	平成20年4月1日以後に終了する事業年度に生じた欠損金額
繰越欠損金の控除限度額の80%所得制限	平成24年4月1日以後に開始する事業年度
貸倒引当金制度の制限措置	平成24年4月1日以後に開始する事業年度(経過措置あり)
減価償却制度の見直し(200%定率法)	平成24年4月1日以後に取得等する減価償却資産(経過措置あり)
退職所得の個人住民税額の10%税額控除の廃止	平成25年1月1日以後に支払う退職手当等
更正の請求期間(1年→5年)等の延長	平成23年12月2日以後に法定申告期限の到来する所得税・法人税等 平成23年12月1日以前に法定申告期限が到来する所得税等については、運用により法人税は5年分、所得税・相続税・消費税は3年分、 贈与税は6年分の減額更正を申し出ることができる。
更正の請求の範囲の拡大	平成23年12月2日の属する年分以後の所得税、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する法人税・相続税等について適用

平成23年12月10日「平成24年度税制改正大綱」に基づく情報であり、国会の審議状況等により内容の変更・改正の未成立等が生ずる場合がありますので、今後の情報にご注意ください。内容については名南税理士法人までお気軽にお問い合わせ下さい。



MEINAN
名南税理士法人

【電話受付時間】

AM9:00 ~ PM6:00 (月 ~ 金)

TEL:052-682-1666